

意見の概要と意見に対する考え方

特定動物に関する基準等

基準全体

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
	カミツキガメの規制を飼育者の立場に立ったものにすべきである。	特定外来生物（特定外来生物法）であることから、二重規制等を避けるために、特定動物から削除することとしています。	1
	脱走個体等については、その脱走回数に応じて没収等の措置を講じることができるようにすべきである。	没収に関する規定を設けることは、制度上、困難であると考えています。なお、悪質な事例については、許可の取り消し等の措置が講じられることとなります。	1
	規模構造等に係る条例による上乗せ規制をやめるように関係自治体に対して指導すべきである。	国が行う規制とは異なる観点から自治体が独自に規制を設けることについては、自治体の判断で行うことができるものであると考えています。	1
	実験動物や産業動物等が適用除外になっていないことは評価できる。		1

注1：意見に対する考え方欄の動物愛護管理法の条項は改正後の条項による
注2：意見に対する考え方欄の当該基準の項目は訂正後の項目による

第1 指定種

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
第1	闘犬を追加すべきである。	闘犬以外の犬と比肩して、すべての「闘犬」が人に危害等を与えるおそれのある動物種であるとするのは困難であると考えています。なお、危険な犬の取扱いの適正化の推進については、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準の改定により、対応しようとしているところです。	14
第1	「ヒョウ属全種」に種の例示を追加すべきである。	例示については、記載できない仕組みとなっています。どのような種が含まれているかについては、できる限り、施行通達等において解説することとします。	1
第1	カミツキガメは人に危害を加えない動物なので、特定動物から削除すべきである。	特定外来生物（特定外来生物法）であることから、二重規制等を避けるために、特定動物から削除することとしています。	3
第1	国民に分かりやすい規制にするため、特定外来生物については、許可の適用除外とするのではなく、指定種から外すべきである。	特定外来生物（特定外来生物法）であることから、二重規制等を避けるために、特定動物から削除することとしています。	2
第1	交雑種が規制対象から外れることのないように、タカ目では、コンドル科は科名で、タカ科は属名で指定すべきである。	交雑種の扱いについては、特定動物の選定要領に係る事項であることから、その性質等の調査も含めて、今後の検討課題とさせていただきます。	1
第1	クマタカ属、ヒメクマタカ属、アカクロクマタカ属、ダルマワシ属も指定種に追加すべきである。	交雑種の扱いについては、特定動物の選定要領に係る事項であることから、その性質等の調査も含めて、今後の検討課題とさせていただきます。	1
第1	インドニシキヘビをビルマニシキヘビに変更すべきである。	ビルマニシキヘビを含むインドニシキヘビ全体を規制の対象にしていることから、変更の必要性はないと考えています。	1
第1	ねこ属全種等を追加すべきである。	案で示した種以外には、選定要件に該当するような人に危害等を加えるおそれのある動物種はないと考えています。	1
第1	ポアコンストラクターを削除すべきである。	選定要件に該当することから、人に危害等を加えるおそれのある動物種であると考えています。	3
第1	ポア科については、種ではなく、体長と体重によって規制すべきである。（体長3m以上、体重15kg以上）	体長や体重は、状況によって変化するものであることから、「種」等によって指定することが妥当であると考えています。	3
第1	甲殻亜門軟甲綱十脚目全般を追加すべきである。	ご指摘の分類群においては、選定要件に該当するような人に危害等を加えるおそれのある動物種はないと考えています。	1
第1	国民にとって分かりやすい種指定等とするため、原則として、すべての動物種を特定動物としたうえで、犬ねこ等の愛護動物等を除くこととすべきである。	特定動物は、人に危害等を加えるおそれのある動物種等を選定することとされています。	1
第1	指定種の点検については定期的に行うべきである。また、選定要件等についても見なおし等を行うべきである。	状況の変化等があった場合には、必要に応じ選定要件の見直しを含めて、指定種の点検等を行う予定としています。	2

第2 適用除外

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
第2	規制対象種が新たに指定された場合には、その許可手続き等については、1年間の猶予期間等を設けるようにすべきである。	ご指摘については、できる限り配慮する予定ですが、今後の検討課題とさせていただきます。	2

第3 許可及び取扱基準 1 許可基準

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
第3の1	「譲渡し等により異なる都道府県に許可が申請された場合には、個体の由来等が判明できるようにすること」を追加すべきである。	ご指摘の点について、人への危害等の防止を図る観点から、申請者にその義務を課す必要性はないと考えています。	13
第3の1	施設の構造及び規模については、具体的な数値基準を示すべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	2

第3の1	動物の安全と健康を確保するための許可基準を追加すべきである。	当該規制は、動物の健康及び安全の確保を目的としたものではないことから、ご指摘のことを目的として基準を設けることは制度上できないことであると考えています。	2
第3の1	個体識別管理方法や逸走した場合の措置等を許可基準として組み入れるべきである。	ご指摘の点については、第3の1の(3)の細目、(4)の等に盛り込まれていると考えています。	2
第3の1	施設の維持管理権原を第3の1に規定すべきである。	ご指摘の点については、第3の1の別添細目に規定されています。	2

2 飼養又は保管の方法

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
第3の2	「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」又は「展示動物の飼養及び保管に関する基準」を基準として追加すべきである。	必要な事項については、原案に既に盛り込まれていると考えています。なお、家庭動物等及び展示動物に係る両基準については、家庭動物等又は展示動物に該当する特定動物についても、それぞれに適用される基準となっています。	13
第3の2の別添の1の(2)の	「体力を有しない老齢、疾病等の個体」に「小型の種」を追加すべきである。	指定を予定している鳥綱に係る種においては、マイクロチップを埋め込むことができないような小型の種はないと考えています。	1
第3の2の別添の2	実験動物については、実験等のために他の施設等に、長時間にわたり移動させることがあることから、特定飼養施設以外の施設での飼養保管を認める措置を講じるべきである。	ご指摘を踏まえ、修文することとします。	2
第3の2の別添の4の(1)の	譲渡し等の相手方の氏名等の記載を義務付けているの規定を削除すべきである。	管理の徹底を図る観点から、当該規定は必要であると考えています。	1
第3の2の別添の1の(3)の	マイクロチップが難しい場合は、写真等を活用するようにすべきである。	ご指摘の点については、当該基準の施行通達等において、必要に応じてその考え方をできる限り明確にしていくこととします。	1
第3の2の別添の4	「学術研究」を「試験研究」と修文すべきである。	ご指摘を踏まえ、修文することとします。	1
第3の2の別添の1の(1)のほか	研究者が自己の研究の用に供する動物にマイクロチップを埋め込むことは、獣医師法に抵触するので削除すべきである。	必ずしも抵触するものではないと聞いています。	2